

灣、樺太、朝鮮を除外すること。

八 最惠國條款は無償無制限とすること。但し一九二三年海港條約第七條により許與せられたる範囲に於て、陸境關稅に關し特惠關稅を設定し得る餘地を存し置くこと。

九 英帝國特惠關稅は最惠國條款違反と認め之が緩和を求むること。又特定の接壤地域に對し特惠を主張する國に對して我亦接壤のアジア諸國に對し特惠を設くる餘地を存し置くこと。

十 居住條約と關稅條約とは不可分のものとし、各國各自の都合により居住條約又は關稅事項のみを内容とする條約締結に反対すること。

濠洲、印度、佛領印度支那等日本貨物を排斥する國は所謂 establishment（居住入國）の條約だけを結んで關稅條約を結ばうとしない。それ故にかゝる方針をとつたのである。小村條約に於ては兩者を區別してゐた。

第四節 戰後條約改正に關する國內法制の整備維持

第一款 概 説

戰後條約改正方針を實行する爲めには三つの方法が採られた。其の第一は右決議に相應するやう國內法制を改正整備することであり、第二は國際聯盟を利用すること、即ち國際聯盟に於ける經濟委員會及其の主催國際會議に於ける條約の締結により其の目的を達することであり、第三は前記本邦に於て改正整備を見たる國內法制及國際聯盟に於ける活動を利用して各國との間に通商航海條約の締結改正を爲し國別に其の目的を達することである。而して其の第一戰後條約改正に相應する様國內法制に付如何なる改正を爲せしやに付ては本章第三節條約改正調査委員會に於ける審

議經過中に説明し置いたが、其の要旨は甲 明治四十三年法律五十一號に對し適當なる修正を加へ之を實施せること、
 (乙) 朝鮮に本邦關稅定率法を實施し且つ内地、臺灣、朝鮮間に於ける關稅障壁を撤廢する爲め適當なる措置を探りたること、丙 關東州生産物に對し特惠待遇を與ふるが爲め特別法律を制定せること、並に丁 沿岸貿易の相互開放に關する法律を制定せんとせることの四つであつた。又第二に付ては曩に第四章に於て詳説するところがあつた。依て以下本節に於ては如何に本邦政府が前記條約改正方針に動搖を生ぜざらしめるが爲め自由主義的過去の法制維持に苦心せる模様を説明し、更に進んで次節に於て戰後條約改正方針に基く國別條約交渉の經過を説明するところあらん。

國內法制と戰後條約改正方針遂行との關係上困難なりし問題は條約改正方針に適合する様國內法制を整備すると同時に、前記改正方針に扞格せざる様國內法制を維持繼續せしむるの點であつた。戰後世界に於ける反動的經濟情勢益々熾烈なる最中に本邦のみ通商自由的法制を維持することは特に甚しき困難があつた。先づ最初に起りたる問題は、輸出入禁止制限を公安上又は衛生上の必要ある場合の外、外國輸入貨物に適用せず少くとも條約國に對し最惠國待遇の保障を確保すべきの方針を如何にして維持すべきやの點であつた。右方針の維持は大戰中戰時特別措置として農務省令又は内務省令を以て實行し居たる染料、工業藥品の輸出入許可制度を繼續し得ざるに至ると共に實際上甚だ困難となつた。續いて米穀法の制定及大正十三年濱口内閣當時奢侈品の輸入制限の爲め賛澤品關稅法制定の際一層困難なる問題を惹起するに至つた。以下之が經緯を説明する。

第二款 染料輸入制限令の制定

大正九年一月十日對獨平和條約實施せられ平和狀態確立するに至ると共に、戰時中公布せられた大正三年八月二十日付内務省令第十八號等により各種藥品の輸出に付許可を要するの件及大正三年九月十八日付農商務省令第二十二

號等による戰時中工業藥品（黃磷、苛性曹達、曹達灰、塗化加里、阿膠、人造藍、アリザリン染料、アニリン染料、葉鐵及葉鋼、製紙用パルプ、印刷用紙、硫酸アンモニア、小麥粉等を絕對的輸出制限品とし、生護謨、護謨製品、コプラ、椰子油、錫、アンチモニー、羊毛、毛絲、軍服用絨、毛ブランケット、毛莫大小類、米、麥等を巴里經濟會議の決議により相對的輸出制限品とす）の輸出に付許可を要するの件等は其の效力を失ふに至つた。是等物品の輸出入は之を條約國よりすると無條約國よりするとを問はず本邦に於ては一率何等其の輸出入に對し制限を加へざること、なつた。然るに右輸出入を自由とするときは獨逸其の他通貨の下落せる歐洲大陸諸國より是等藥品及染料等が甚しき廉價にて本邦に輸入せらるゝの恐れがあつた。之が爲め折角戰時中政府特別の保護の下に設立を見た大日本染料會社等の製品は獨逸等より輸入の廉賣品に對し競争することを得ず市場より驅逐せらるゝの恐れあるに至つた。依て内務省及農商務當局に於ては右戰時中公布せられたる輸出入制限令を復活し特定の藥品及染料に對し許可制度を採用せんことを欲したが、外務當局に於ては右の如き一般的輸入制限令を公布することは日佛通商航海條約第六條及日伊通商航海條約第九條に扞格するの外、前記條約改正方針第六號に違反するものと主張し之に反対した。其の結果内務省の主張せる醫藥品の輸入制限令は之を思ひ止まらしむると共に染料に對しては獨逸等當時條約關係を有せざる國よりのみするとと共に、右農商務省令に對しては通商條約に反対の明文ある場合は之を除外との但書を設くこととした。本制限令の存在が大戰後獨逸との條約締結の際難問を生ぜることは後に説明する通りである。

第三款 米穀管理法の制定

米及穀の關稅に付ては明治四十三年小村條約改正による關稅定率法改正の際毎百斤〇・六四一圓（從價一五%）な

期間を指定し、毎百斤四十錢を限度とし之を輕減し得ることを定めた。蓋し當時に於ける本邦米穀政策は凶作の場合に於て關稅輕減を爲し得るの餘地を規定するに止まりたるものであつた。然るに大正七年八月三日乃至十三日に於ける關西地方米騒動の後を受け大正十年四月四日制定の米穀法中に於ては政府は必要なる場合に米及穀の輸出制限を爲し得ることゝ爲し同時に内國米の需給調節の爲め特別會計法を制定し、二億圓を限度として之が買入又は賣下げを爲すことを得ることゝした。右米穀法の目的とするところも依然として本邦に於ける消費者の利益の爲め持米の豊富なることゝ價格の暴騰抑制とを期するにありて、農產保護の爲め其の輸入を制限するが如き考へはなかつた。從て右米穀法の規定する輸出制限措置の如きも非常措置の一として條約上の所謂公安の必要に出づるものとして認め得べきものなるに付本邦の堅持せる通商自由政策上何等扞格せざるものであつた。

然るに大戰後世界に於ける反動的經濟情勢の下に各農業國に於て起りたる農產保護政策の影響を受け大正十四年及昭和三年三月七日の法律による米穀法改正により政府は米穀に對し價格の調節を行ひ得ることとなりたる外、更に前記輸出制限のみならず政府は必要に應じ米及穀の輸入に對し禁止制限を爲し得ることとなつた。斯かる本邦米穀政策の變更が前述の通り昭和二年ジユネーヴに於て開催の輸出入禁止制限撤廢に關する國際會議に於て本邦代表より米及穀の輸出入制限に對し除外例を求めざるを得ざる所以であつた。同國際會議に於て本邦政府代表は右米穀法の所期する輸出禁止制限の目的は非常時に於ける本邦民食供給の確保にあることを主張した。若し果して然らば同會議に於て必ずしも斯かる除外例を求むるの必要なかりしも、當時本邦當局に於ては更に進んで低廉なる生産費を以て本邦に多額の輸入を見居たる西貢米、蘭貢米等の輸入を制限禁止せんとするにあつたものと認めらる。本邦產米は當時右等外米輸入の外、朝鮮及臺灣よりの輸入米によりても壓迫を受けて居たのである。結局本邦一般通商政策上の必要より

して米穀の保護は從來通り關稅の引上げ又は米穀法に規定する買上又は賣下げによる價格の調整に止むべく、輸入の禁止制限を以て農產保護の手段に供すべからずとする外務當局の主張と、右佛印及緬甸米の輸入を制限せんとする農林當局の主張との間に妥協の結果右米穀法による輸入の禁止制限は之を無條約國たる佛領印度產西貢米及緬甸產蘭貢米のみに適用し、條約國たる暹羅米及カリフォルニア米には適用せざることに落付いたのである。而して右兩地方よりの產米の輸入制限措置が、印度支那及英領印度との條約交渉を多難ならしめたのである。

第四款 賛澤品關稅法の制定

本邦政府が通商政策の一として公安の場合の外輸出入禁止制限を絶對に不可としたることは、大正十三年濱口内閣をして一大困難に逢着せしむることとなつた。之れが解決案として内外に不評判なりし贊澤品關稅法なるものが同年七月三十一日法律第二十四號として公布せらるゝこととなつた。濱口内閣當時本邦は關東大震災の後を受け、巨額の輸入超過と物價高に苦しみ而も右物價高の爲め内國財界は表面上却て好景氣を呈し居た。依て濱口内閣は國內人心を引締むるの目的を以て外國產贊澤品の輸入を禁止制限せんことを欲した。右濱口首相の希望に對し外務當局は右の如き外國輸入品に對し禁止制限政策を採用することは本邦一般對外通商政策に扞格し、又條約規定上不可能なることを力説し輸入超過調整の爲めには寧ろ本邦に於ても列國と等しく大戰後に於ける經濟情勢に相應するところの關稅改正を爲すを以て適當なることを主張した。然るに大藏當局としては右輸入超過を關稅引上げにより禁遏せんとする場合に於ては當時物價騰貴に悩まされ居る情勢を更に助長するものとして之に反対し國內物價の引上げを招來せしめぬ方法に於て輸入を制限する方法として特定商品に對し輸入制限を爲すを以て最も適當なるべきものと主張した。之に對し外務當局は本邦にして條約規定を無視し右様輸入制限政策を採る場合に於ては對手國殊に佛米等は對抗的報復手段

として本邦よりの重要な輸出品に對し輸入制限措置を採用すべく、而も本邦は原料品の輸入を制限し得さるべきにより結局本邦に於ける輸入超過の情勢を一層甚しからしむべしとなした。依て濱口内閣に於ては慎重審議の上結局少數奢侈品に對し特に高關稅を課するの方針を採用した。尤も右方針に對しても本邦輸出品の性質上奢侈品に屬するもの多きが爲め對抗的に外國に於て同様の措置を採ることあるを虞れ外務當局に於ては之を悦ばざりしも奢侈品課稅は輸入超過防止を目的とする臨時的措置として外國に説明すべき建前の下に之に同意することとなつた。而して當初の案にては外國より輸入の奢侈品を數階級に分ち最高十割、最低二割五分の附加稅を課すべく、同時に同様の附加稅を同種國內生產品に課するの案なりしが、愈々實行に移す段になると外國輸入奢侈品を右様數階級に分つことは殆ど不可能なることが發見せられたるに付、終に拙速主義の下に百數品の輸入品に對し一率從價十割を課すること決定した。尤も右贊澤品として抽出せられたる諸物品が殆ど全部歐米人に採り生活必需品と認めらるべきものなるに鑑み極力之が削除に努力されたが、右努力の結果僅に鳥獸肉、バター、チーズ、葡萄酒、シャンパン、珈琲等を削除せられたるに止つた。右の中葡萄酒、シャンパンは佛國との關係を考量したるが爲め、珈琲はブラジル在留本邦移民との關係を考量したるが爲めである。其の結果麥酒及紅茶は贊澤品なるも葡萄酒、シャンパン、珈琲は然らざるが如き奇現象を見るに至つた。

右贊澤品關稅法案が議會に提出せらるゝや果して當時の在京外國大公使は一率外務省に對し抗議を提出し就中佛伊兩公使は其の輸入品の性質上最も強硬なる抗議を提出した。斯くの如く諸外國代表より大舉一致して反対を受けたる例は本邦外交史上曾て見ざるところである。本邦政府に於ては右抗議に對し贊澤品關稅法の制定は本邦の累年に亘る輸入超過の結果通貨の價值下落する傾向あるに對し之を維持の爲め絶對的に必要なりしこと、又元來右通貨維持の必要に基く臨時措置として輸入制限禁止も爲し得べき筈なるも、外國の通商上の利益を思ひ十割關稅に止めたるは帝國

政府の誠意に出でたるものなること等陳辯に努めたるも、列國代表に於ては夫にしても贊澤品關稅法所載品目の範圍廣汎に過ぎると爲し、外國人の日常生活品全部が之に包含し得るが如く見ゆ、又其の品種を問はず一率從價十割とせるは諸外國にも先例なき亂暴なる法制なりと主張し容易に承服しなかつた。而して本邦としては今更外國の反対により立法の修正も爲し得ざるに付結局外國の反対を緩和する爲め回漕中の貨物に對しては之を適用せざること即ち本法案議會提出前に本國の港を發航せる船舶に積載せる一切の貨物に對しては之を適用せず舊稅率によることとした。又其の反対の急先鋒たりし佛國に對しては本法案に於ては特に佛國側の利益を考量し葡萄酒、シャンパン等を除外し居ること、又薰香類等日佛協定稅表に記載せられる物品に對しては條約所定の割引率により十割關稅の輕減を爲すこと例へば薰香類に對しては從價四割四分九厘、香水に對しては從價五割五分六厘を課するに過ぎざることを説明し、伊國に對しては贊澤關稅品目に該當する物品と雖も日伊協定稅品たる罐詰の蔬菜及果實、帽子等には之を適用せざるべきことを説明した。斯くて内外の非難轟々たりし贊澤關稅法は之が實施を見るに至りたるも同法の存在は其後本邦對外通商交渉上不利なる結果を齎す場合多かりしに付政府に於て次第に品目を減少するの方針を探るに至りたるもの之を全廢するに至らざりしは遺憾である。當時右十割關稅法制定の際政府は右により關稅收入を増加せんとする目的を以て爲したりとの説ありたるも、右贊澤關稅法實施の爲め關稅收入額は却つて減少した。其の代りに政府が主張したが如く右により輸入超過の趨勢は防遏することを得大正十三年に於ける輸入超過額六億四千六百萬圓なりしものが大正十四年には同上額二億六千七百萬圓に減少し又全製品の輸入割合も俄然減少し大正十三年一九・二%を示したるもののが大正十四年以降は一三・九%台となつた(第三章第七表参照)。結局同關稅法は當時濱口藏相が宣言したるが如く一般國民の奢侈的傾向を防止せんとする所謂道德的效果は相當達し得たのである。併し一旦之を實施し而も之と權衡的に制定することとなり居りし贊澤關稅法所載物品殊に化粧品等に對しては國內生産品に對しても同率の消費稅を課するの

案は其後其の手續煩瑣なりとの理由の下に實行せられなかつたが故に是等奢侈品の本邦に於ける製造業者は格段の關稅保護を受くる結果となつた。國內に於て優良なる化粧品の製出を見るに至つたことは其後のことである(川島信太郎著本邦通商政策條約史概論附錄第三表參照)。

第五款 大戰後に於ける本邦關稅改正

小村條約改正の準備として明治四十三年四月公布翌年七月十七日より實施せられた關稅定率法は、從量稅率算定の標準として明治四十一年下半期の輸入平均價格を採用せるが故に、其後に於ける本邦物價が甚しく騰貴せるに應じて右明治四十三年關稅定率法の從量稅率は殆ど世界に類例なき程度低きものとなつた。換言すれば大正三年七月を一〇〇とせる物價指數は明治四十一年に於て九九なりしものが、大正七年には二〇三、同九年には二七三、同十四年には二一二となつた。從て明治四十一年の價格を基礎として算定せる明治四十三年關稅定率法による從量稅率は大正九年の價格を基礎とする場合に於ては事實約三分の一減となるべき勘定である。現に本邦に於ける關稅收入額の總輸入額に對する比率は小村條約改正直後の大正元年に於て九・四一%又大戰直前の大正二年に於て一〇・〇九%なりしものが、大正九年には三・七九%に下落し、關稅收入額の有稅品輸入總額に對する割合も亦大正元年に於て一八・六三%又大正二年に於て二〇・〇〇%なりしものが、大正九年には八・二七%に激減するに至つた。蓋し本邦に於ても歐洲大戰後世界各國が關稅引上げを爲せるに對應して相當關稅引上げを爲し、又引上げたる關稅率を基礎として内田條約改正方針第一中段により輸出貿易保護增進の爲め關稅協定を締結するの武器と爲すを可とせしも右は戰後に於ける本邦關稅政策としては第二義的のものとせられ寧ろ戰後に於ける本邦の異常なる高物價緩和の爲め、物價引上げの原因となるが如き關稅引上げは一切之を取上げざることとなつた。換言すれば本邦としては自由貿易主義的政策の見地よ

り隨時勅令を以て國民の生活必需品たる食料品、木材その他の原料品に關稅減免の措置を探り、殊に大正十二年關東大震災後に於ては復興資材たる建築鐵材、機械、木材等多數の物品に對し免稅手段を探ることとした。蓋し右様外國一般輸入品に對する低關稅を維持することは以て諸外國の本邦輸出品に對する關稅引上げ運動を牽制し得べきものと認められた。從て大戰後に於ては前記非常に低率となりたる本邦關稅率に對しても已むを得ざる場合の外手を着けざることに努め、僅に大正九年の關稅改正に於て染料に對し、大正十年には鋼材に對し、大正十一年には銅に對し幾分の關稅率を引上げた。次いで大正十三年七月には贅澤品關稅法を公布したる際にも其目的たる一般國民の奢侈的傾向の防止と異年繼續せる輸入超過の勢ひを制限せんとするに止りたるが故に關稅平均率は却て幾分輕減せらるゝに至つた。漸く大正十五年三月二十五日に至り始めて戰後に於ける第一次の全面的關稅改正を爲すに至りしも、右低關稅を維持せんとする根本政策には變更がなかりしが故に關稅平均率は總輸入額に付大體五%より七%に、有稅品輸入總額に付し大體一四%より一七%に引上げられたるに過ぎない(川島信太郎著本邦通商政策條約史概論第一表参照)。

今大正十五年に於ける本邦一般關稅改正の要旨を説明するに先ち明治四十三年一般關稅改正以降に於ける部分的關稅變更の要領を説明すれば次の如くである。

先づ米及穀に付明治四十三年關稅定率法に定むる特例により勅令を以て明治四十四年七月二十九日より同年九月三十日迄、及明治四十五年五月より大正元年十月三十一日迄毎百斤一圓を六十四錢に、明治四十五年五月二十五日より大正元年十月三十日迄四十錢に減額し、又朝鮮に本邦關稅定率法適用の結果として大正二年七月一日より朝鮮米に對し移入稅を廢止した。更に米穀法の適用により大正七年十一月一日より大正九年十月三十一日迄、大正十年十一月二十二日より大正十一年十月三十一日迄、大正十二年九月十二日より大正十三年七月三十一日迄、大正十四年一月二十六日より大正十四年十月三十一日迄及昭和二年二月十四日より同年八月十二日迄何れも凶作の爲め輸入稅を免除し

た。同様米穀法の適用により勅令を以て大正八年三月二十七日より大正九年十月三十一日迄大麥、小麥、豆類の關稅を免除した。次いで大正十二年九月十七日震災に關する關稅減免の緊急勅令により大麥、小麥、豆類に付ては大正十三年二月二十六日迄免稅を爲し、復興資材として鐵材の内條竿、レール、ワイヤロッド、板、鐵釘類、鐵道、船舶、家屋建設材料、ストーヴ及部分品類、計量器類、電信器具類、自動車及部分品、瓦斯及石油機關、クレーン、縫衣機及毛織物に對しては大正十三年三月三十一日迄無稅とした。更により先大正九年八月一日付關稅法の改正及大正十一年六月一日付改正により米材の内厚さ一五〇耗を超えたるもの及丸太及割材、黒檀、檜寸の軸木並にチーク材を無稅と爲したが、更に前記震災に基く關稅減免に關する緊急勅令により其の全部及包裝用の箱、木炭等に對し大正十二年九月十七日より大正十三年三月三十一日迄之を無稅とした。

之に反し大正九年の關稅改正により日獨協定の廢止により既に毎百斤五圓六十錢より毎百斤七圓に引上げられたる合成染料の關稅を更に從價三割五分に引上げた。大正十年の關稅改正には鋼材の價格暴騰の結果明治四十三年の從量關稅が甚だ低率となれるを匡正せんが爲め右從量稅を其の換算の基礎たりし從價一割五分を課することに變更し、又亞鉛に對しても同様保護の目的を以て塊錠毎百斤七十錢を三圓に引上げた。次に大正十一年の改正により內國產保護の爲め銅に對し大巾の引上げを爲し、例へば銅の塊及錠は毎百斤一圓二十錢のものを毎百斤七圓に引上げられた。

鐵釘類、鐵道建設材料、電線支柱、家屋、橋梁材料等に對しても前記鋼材關稅の引上げに準じ相當の引上げを行つた。

大正十五年三月二十九日實施の戰後改正關稅定率法は大正十三年八月以来加藤内閣(憲政黨)濱口藏相の下に關稅改正委員會が設けられ其の審議決定を經て漸く大正十四年の第五十一議會に提出せられたるものなるが、其の改正の根本理由は該法案が衆議院に提出せられたる際濱口大藏大臣より爲されたる説明により了解することが出來得

る。其の全文を掲ぐれば

諸君、只今議題となりましたる、關稅定率法中改正法律案に付きまして、大體の説明を致さうと思ひます。關稅率の改正に付きましたては、曩に豫算案に關する説明の際に於て簡単に申述べて置きました通り、現行關稅率は明治四十三年の制定に係りまして、其後十數年の間僅に數回の部分的改正を加へられたことがありますが、其全般に亘つて改正を致しましたことは未だ一回も無いのであります。其間内外の經濟界は著しく變化致しまして、殊に歐洲大戰亂以來物價並に產業貿易の状況に一大變動を來しましたが故に、現行の稅率は重要產業保護の點から見ましても、將又從價稅從量稅との權衡上より見ましても、甚しく現下の勢に適合しないやうになつたのであります。隨ひまして關稅率の一般的改正に付ては、是は歷代の内閣に於て屢々企圖せられたのであります、是が改正は國家の產業貿易に國民の經濟生活に影響する所が極めて重大であります。而して、洵に容易ならざる事業でありまするが爲に、今日迄未だ實現するに至らなかつたのであります。現内閣に於きましては從來屢々聲明致しましたるが如く、是が改正の甚だ必要であつて、且つ急務であると云ふことを認めまして、大正十三年八月以來政府部内に關稅率改正委員會を設けまして、關稅率の一般的改正に關しまする調査審議に當らしめ、漸く其成案を得まして茲に多年の朝野の問題でありました所の關稅率の一般的改正案を提案するに至つた次第であります。而して其内容の詳細に就きましては、之を委員會に於ける説明に譲る積りであります、今回の改正案は歲入の増加と云ふことは一切之を目的と致しませぬ。又賛澤稅を課して居りまする各種の物品に付きましては、賛澤稅設置の趣旨に鑑みて暫く之に手を觸れないことに致して調査を進めたのであります。而して改正の根本方針は、要するに内地產業の生産條件を有利ならしめると共に、重要產業に付きましては、外國品の競争に對して一樣なる程度の保護を加へ、他面消費者の利害を考慮しまして、國民生活の安定を策し、且つ稅率の適當なる接配を圖らんとするに在るのであります。即ち第一に產業方面に於きましては、我國に生産が無い品物であるか、又は生産は有りまして、洵に乏しき所の原料品に付きましては、現行稅率の通り無稅又は低い所の稅を据置くの外、新に之を無稅とするに努めまして、第二には重要產業であつて、今尚ほ發達の道程にありまするもの、及び將來新に成立の見込ある者には、外國品の競争に對して、一様なる程度の保護を與ふることに致しました。第三には事業の基礎が鞏固であるか、又は我國の生産が豊富であります、外國品との競争に堪へ得るものに對しては、或は稅率を輕減し、若くは現行稅率据置の方針を取つたのであります。第四には國民生活の必要品に對しましては、稅率を輕減致しまして、成べく低稅に致し、若くは現行稅率を据置くと云ふことを致しのであります。第五には嗜好的消費に屬する物品に對しては、其消費を抑制する趣旨を以て、相當の高稅を課することに致しましたのであります。

其他各品目に關する詳細の事は、委員會に於て申上げることに致しますが、課稅の技術上より致しまして、從價稅は成べく從量稅に改むる方針を取つたのであります。尙ほ關稅定率法の全文に付きまして、其稅率改正の機會に於て、之に關聯を致し、又は時代の趨勢と關稅行政上の實際に稽へ、關稅の賦課、免稅及拂辰等に關して、一樣なる改正を加へることに致したのであります。改正案の趣旨は大體以上述べた通りであります、歲入關係から之を考慮接配したものではないのであります。偶々現行稅率が御承知の通り十數年前の制定に係り、現在の物價及產業狀態に照し、概して低率に過ぐるものが多いのでありまするが爲、其率となりたるもの相當多數に上りましたのと同時に、從量稅と從價稅との權衡とを正しましたるもの少なからざる結果から致しまして、先日も申述べました通り、此改正に依つて、初年度には約七百五十萬圓、次年度以降約千九百三十萬圓の增收を見るべき見込であります。何卒御審議の上、速に御協賛を與へられんことを希望致します。

即ち本關稅改正の目的は收入增加にあらず、又本邦產業の保護にあらず、單に制定以來十六ヶ年の長期間據置かれ殊に其の間に世界大戰前を経過せる明治四十三年の小村關稅に對し適當なる修正を爲さんとするに外ならず、從て其の主なる修正は從價稅との權衡上其の當を失する從量稅を適當程度に引上ぐるにあると同時に、一方例外として產業の保護上幾分關稅を引上ぐるものあるに對しては、他方努めて關稅を引下ぐるものを追加することとした。即ち其の要旨は、

第一產業方面に於ては、我國に生産なきか又は生産に乏しき原料品に付ては、現行稅率の通り、無稅又は低稅を据置く外、新に之を無稅とすること。

第二重要產業にして、今尚發達の道程にあるもの及將來新に成立の見込あるものには、外國品の競爭に對し必要な

る程度の保護を與ふること。

第三事業の基礎鞏固なるか又は我國に生産豊富にして外國品との競争に堪へ得るものに對しては或は税率を輕減し、若は現行税率据置の方針を執ること。

第四國民生活必需品に對しては税率を輕減して成るべく低税とし、若は現行税率を据置すること。

第五嗜好的消費に屬する物品に對しては、其の消費を抑制する趣旨を以て相當の高税を課すること。

其の他從價稅は成るべく從量稅に改むる方針を執り、右從量稅決定の基礎となるべき輸入價格を算定すべき期間に付ては、物價の比較的安定を得たりと認めらるゝ大正十一年七月より大正十二年六月に至る一ヶ年を以て、大體の基準期間とした。

以下其の改正の主なるものに付き掲ぐれば

- (イ) 農產物中米及穀、小麥、豆類、小麥粉等の重要な農產物及砂糖等の重要飲食物に對しても關稅を引上げず、鳥卵に付ては毎百斤六圓を四圓五十錢に引下げ、大麥は毎百斤五十五錢より六十錢に、麥芽は毎百斤二圓二十錢を二圓七十錢に、又小豆、蠶豆、落花生等に對して多少の引上げを爲した。
- (ロ) 採油用種子類、魚油及鯨油、木精、ナフタリン、コール・タール分溜物、カゼイン、眞綿、野蠶絲、南洋材、丸太割材等に對しては之を無税及減稅と爲し、之に反し
- (ハ) 草類に對しては物價の騰貴に應じて約七、八割方の引上げ、
- (ニ) 植物性揮發油に對しては從價換算率二割を一割五分に減じたるも從量稅に於ては幾分引上げ、
- (ホ) 磺油及特定の藥材に對しては幾分關稅を引上げ、
- (ヘ) 紅料に付ては分類を變更し本邦に生産あるものは少許引上げ、

- (イ) 絲類中綿織絲に對しては無税論強かりしも、之を據置くことゝし、綿縫絲に對しては約三割方を引上げ、
- (ヲ) 毛織絲中從來無税なりしトップに對し毎百斤十四圓五十錢を課することゝし、之に準じ一般毛織絲に對し約六割方の引上げを爲し、毛織物も之に準じて幾分宛引上げ、人造絹絲に對しては再び保護の程度を高め毎百斤七十六圓九十錢なるものを百二十五圓に引上げ、
- (リ) 編織物に付ては精製品に對し幾分引上げた。上記毛織物及編織物に對しては日英關稅協定廢止による國定稅率適用により引上げられたものが、更に二重の引上げを見るに至りたるものである。

- (ヌ) 鐵類に付ては最も問題ありたるも銑鐵の關稅を引上げることは印度を刺戟し、印度に於て本邦輸入品に對する關稅引上げの勢ひ助長するものと認められ、之を毎百斤十錢の國定稅率(協定稅率八錢三厘)に據置くことゝし、他の鐵材に對しては先に大正十年の關稅改正に於て一率從價一割五分とし以て鐵材の價格騰貴に應じ關稅が自然に引上げられるこゝ爲せしが、其後鐵材が歐洲大陸より廉賣せらるゝものを生じたるに對し之を防止せんが爲め再び從量稅に改め引上げることゝした。例へばシート・バーに對しては從價一割五分其の他の鐵材に對しては從價一割八分より換算したる從量稅を以てし、條竿に對しては小村關稅毎百斤六十錢のものが毎百斤一圓十錢となつた。尙大正十四年三月十一日日英協定廢止後も本邦に生産少なき薄鐵内硅素鋼板(全重量百分中硅素の重量一以上のもの)及び葉鐵に對しては緊急勅令を以て依然低率なる協定稅率を國定稅率に引直し據置かれたるが本改正に於ては硅素鋼板及葉鐵の關稅は之を据置き其の他のものに對しては一率之を從量稅に變更した。其の結果一般薄板は日英協定稅率毎百斤三十錢のものが大正十四年三月十日協定稅率廢止後從價一割五分となり今回改正にて毎百斤一圓九十五錢(從價一五%)に引上げられ、電鍍板は協定稅率毎百斤七十四錢のものが、協定稅率廢止後は毎百斤一圓二十錢に引上げられ、更に今回は毎百斤一圓八十五錢に(從價一八%)に引上げられた。又

(4) 右一般鐵材に對する約從價三分方の引上げの結果としては鐵製品及機械類に對しては何れも之に準じて幾分宛引上げることとなつた。殊に紡績機械に付ては本邦に於ける生産發達せるが爲め、從來毎斤四圓十五錢なりしものを六圓九十錢に引上げられ、織布機に付ても毎百斤二圓九十錢のものが五圓八十錢に引上げられるに至つた。爾後本邦に於ては紡績機械は全然自給的地位に立ち、進んで海外へ輸出せらるゝに至つた。

斯く大正十五年の關稅改正に於ては國內に於ける物價高と對外通商關係とを考慮し出来るだけ關稅を低率に止めたるが故に、右關稅改正後に於ても本邦關稅平均率は依然として低きことは前に述べたる通りである。之れを詳言すれば、關稅收入の輸入總額に對する割合は、大正十四年には四・二二%なりしものが、大正十五年には六・二二%、昭和二年には六・五五%、昭和三年には七・〇七%、昭和四年には六・六五%に引上げられたるに過ぎぬ。又有稅品の輸出總額に對する割合も、大正十四年に一二・五九%のものが、大正十五年には一五・七八%に、昭和二年には一七・四七%、昭和三年には一七・七〇%、昭和四年には一七・二五%に引上げられたるに過ぎぬ。之を他の諸國の關稅平均率殊に英國其の他に於ける大戰後の關稅引上げの趨勢に比すれば甚だ低率なることは本章附屬第十二表に示す通りである。尤も慾を言へば右關稅改正の際諸外國に於て最も非難ありし大正十三年奢侈品關稅法を廢止し、同法所載の奢侈品に付ても一般關稅法の下に從量稅による等差的高稅を課すこと對外通商政策上適當なりしも政府に於て之を採用せざりしは遺憾であつた。

尙大正十五年關稅改正の政府原案に對し、政府黨たる民政黨側に於ては農民を代表する議員の要望に副ふ爲め政府原案に對し修正を加へ、小麥に對し每百斤七十七錢を一圓五十錢に、小麥粉每百斤一圓八十五錢を二圓九十錢に引上げ、鳥卵に對しては現行稅每百斤六圓を据置くことを提議し政府の同意を得た。又政府は本關稅改正案審議の際關稅常設委員會を新設すべきことを聲明したが、民政黨議員は右委員會に於て慎重審議の上次期議會に關稅の改正案を提出せざりしは遺憾であつた。

出すべきものとして左記十數個の品目を決議し、更に三個の附帶決議を爲した。

稅番二三の内ダピオカ、マニオカ及セイゴ、コーンスターク。二五菓子及芥子。五一鳥獸肉類。五二の二魚介類の内生鮮なるもの、鹹魚及乾魚。五三バター、人造バター及ギー。五五コーンデンスドミルク。七二革類の内、一の二、染めたるもの又は著色したもの、丙の一靴底革。一一オレイン。一九五フオルマリン。二四四酸化コベルト(吳須を含む)。二四五金液。二七二綿織絲の内、一、の甲に屬する生のもの。二七三綿線。二八七生絲の内、二、の其の他。三六一製紙用パルプ。三六二印刷紙の内、アートペーパー及其他。四五二寫真用乾板。四六二鐵(別號に掲げたる特殊鋼を除く)の内、銑鐵及鋼材、リード・ワイヤ、線索及撚合線。五二七懷中時計部分品。五五七樂器の内、ピアノ。五六八船舶。六一二木材。六三五白熱電燈球。六四〇運動器具。

附帶決議

- 一 不當廉賣防止に關し適當なる修正を希望す。
- 二 稅番二四三別號に掲げざる合成染料に對する輸入制限令に依る取扱は將來使用者より申請あるときは簡便迅速に其の輸入申請を許可し當業者の利便を計ること。
- 三 稅番四六二鐵は製鐵國策の見地より更に精査して稅率を變更すること。

而して反對黨たる政友會側に於ては右政府提出案は本邦產業上其の引上げ充分ならず、又印度等に對する對外關係上銑鐵の關稅引上げを思止まりたるは其の必要なきものである。米及穀に對しては現行每百斤一圓を一圓五十錢に引上げること、其の他小麥、小麥粉、豆類、鳥獸肉、毛織物、帽子及帽體、印刷料紙、懷中時計、樂器、船舶、木材、テニス用具等に對しても政府原案以上の關稅引上げを爲すべしとの左記修正案を提出した。尤も綿織絲に對しては本邦に於て既に充分なる發達を見居るに付之を無稅とし、支那絲輸入の途を開くを可とし、又製紙用メカニカル・バルブも本邦に於て充分發達し同様保護の必要なきに付之を無稅とすべきを主張して居るは注意を要す。

第五章 戰後條約改正時代

番號

品

目

修正案税率
每百斤

一・五〇

〇・八五

〇・六八

〇・八五

〇・七七

一・二〇

二・九〇

一・〇〇

二・〇〇

三・八〇

三割

三割

三割五分

從價

三割

一 甲	粉狀のもの	豆 豆 豆 豆 豆 豆
一 甲	粉	豆 豆 豆 豆 豆 豆
四 タ	タピオカ、マニオカ及セーラゴ	豆 豆 豆 豆 豆 豆
五 コ	ヨーンスターク	豆 豆 豆 豆 豆 豆
五 二	鳥獸肉類	豆 豆 豆 豆 豆 豆
一 生	鮮なるもの	豆 豆 豆 豆 豆 豆
甲	牛 肉	豆 豆 豆 豆 豆 豆
丙	豚 肉	豆 豆 豆 豆 豆 豆
丁	鯨 肉	豆 豆 豆 豆 豆 豆
五 五	コンデンスドミルク	豆 豆 豆 豆 豆 豆
一 乾	きたるもの	豆 豆 豆 豆 豆 豆

一 甲	粉狀のもの	豆 豆 豆 豆 豆 豆
一 甲	粉	豆 豆 豆 豆 豆 豆
四 タ	タピオカ、マニオカ及セーラゴ	豆 豆 豆 豆 豆 豆
五 コ	ヨーンスターク	豆 豆 豆 豆 豆 豆
五 二	鳥獸肉類	豆 豆 豆 豆 豆 豆
一 生	鮮なるもの	豆 豆 豆 豆 豆 豆
甲	牛 肉	豆 豆 豆 豆 豆 豆
丙	豚 肉	豆 豆 豆 豆 豆 豆
丁	鯨 肉	豆 豆 豆 豆 豆 豆
五 五	コンデンスドミルク	豆 豆 豆 豆 豆 豆
一 乾	きたるもの	豆 豆 豆 豆 豆 豆

二 其	の 他	鳥卵(生鮮なるもの)
一 一	一	オレイン
一 六	四	苛性曹達及苛性加里
一 九	五	二 其 の 他
一 三	一	フオルマリン
一 四	四	爆 發 藥
一 四	四	二 ダイナマイト
一 四	四	酸化コバルト(吳須を含む)
一 七	二	金 液
三 〇	一	綿 織 絲
三 五	一	毛織物、毛綿交織物及毛又は毛綿と絹との交織物
三 五	四	二 其 の 他
三 五	四	甲 毛製のもの
三 五	四	ハ 一平方メートルに付五百グラムを超えるもの
乙	一	乙 毛綿製のもの
乙	一	ハ 一平方メートルに付五百グラムを超えるもの
三 五	四	帽子及帽體
二 其	一	二 其 の 他
乙	一	乙 フェルト製のもの
乙	一	乙 の 一 帽 子

每百斤八四・〇〇

五六・一五

三六一 製紙用バルブ

一 メカニカルバルブ

二 其の他

三六二 印刷料紙

一 アートペーパー

三六三 筆記用紙

三六四 圖畫用紙

三六七 包裝用紙及鱗寸用紙(チッショーペーパーを除く)

四六二 鐵(別表に掲げたる特殊鋼を除く)

一 塊及鎔

甲 錫 鐵

乙 スピーゲルアイゼン、フェロマンガニース其の他の不可鍛性鐵合金

丙 其の他

二 條及竿(テール形アングル形等の形狀を有するものを含む)

三 レール(フィッシュシップレートを含む)

四 ワイヤロッド(巻きたるもの)

五 板

甲 金屬を鍍せざるもの

甲の一 厚〇・七ミリメートルを超えざるもの

	從價	每百斤	無稅
○・四一	一割四分	一・五〇	四・五〇
一割	一・五〇	三・八五	五・五〇
二割	一・三〇	二・一〇	二・一〇
二割五分	一・五〇	一・九〇	一・九〇

	從價	每百斤
一割五分	一・三〇	一・六五
一割一分	六・〇〇	一・五〇

口 其の他	從價	每百斤
甲の二 厚三ミリメートルを超えざるもの	一割五分	一・六五
甲の三 其の他	一割一分	一・九〇
乙 卑金属を鍍したるもの	一割五分	一・五〇
乙の二 鋼錫鍍したるもの	一割五分	一・三〇
乙の三 其の他	一割五分	一・三〇

六 線	從價	每百斤
甲 卑金属を鍍したるもの	一割五分	一・六五
乙 卑金属を鍍せざるもの	一割一分	一・九〇
十一 線索及撚合線(卑金属を鍍したると否とを別たず)	一割五分	一・五〇
十三 筒及管(別號に掲げざるもの)	一割四分	六・〇〇

甲 金屬を鍍せざるもの	從價	每百斤
甲の一 エルボー及ジョイント	一割四分	一・三〇
甲の二 其の他	一割四分	一・三〇
イ 鍍たるもの	一割五分	一・三〇
ロ 其の他	一割五分	一・三〇
ロの一 内徑百五十ミリメートルを超えざるもの	一割四分	一・三〇
ロの二 其の他	一割五分	一・三〇
乙 卑金属を鍍したるもの	一割五分	一・三〇

ルトの重量○・五以上若は硅素又はマノガンの重量一以上を含有する塊鍵、條、竿及板（金屬を鍛せざる硅素鋼板にして○・七ミリメートルを超えるものを除く）

二 全重量百分中炭素の重量○・七以上を含有し且燐及硫黃の各重量○・○

一以下の中塊、鍵、條及竿

一割一分

五一六

懷中時計

二 銀側又は鍍金側のもの

乙 其の他

ロ 其の他

五一七

樂器

一ピアノ

五六八

船舶

一ピアノ

五六九

船舶

一ピアノ

六〇七の二

蒟蒻芋、同切干及同粉

六一二

木材

一單に切り、挽き又は割りたるもの

六三三五

ラムブ、提燈及同部分品

六四〇

白熱電燈球

六四一

丁 マホガニー

六四二

己 パイン、ファー、シダー、ヘムロック及スプルース

六四三

己の一 長七・二四メートル、厚及幅○・二四メートルを超えるもの

六四四

己の二 レッドシダ

六四五

己の三 ホワイトシダ

六四六

己の四 ヘムロック

六四七

丁 マホガニーリード

六四八

己 パイン、ファー、シダー、ヘムロック及スプルース

六四九

己の二 レッドシダ

六五〇

己の三 ホワイトシダ

六五一

己の四 ヘムロック

六五二

己の五 ホワイトシダ

六五三

己の六 レッドシダ

六五四

己の七 ホワイトシダ

六五五

己の八 ヘムロック

六五六

己の九 ホワイトシダ

六五七

己の十 レッドシダ

六五八

己の十一 ホワイトシダ

六五九

己の十二 レッドシダ

斯くて愈々大正十五年三月二十九日より實施を見たる大戰後第一次の改正による輸入税表は、從來のものに對し形式上如何なる變更ありしやと云ふに、舊關稅定率法に於ては從量稅率數九百六十六、從價稅率數四百八十三、無稅品數百四十一、合計千五百九十より成立してゐたものが、改正稅表に於ては從量稅率九百六十九、從價稅率五百二十七、無稅品數百七十三、合計千六百六十九となつた。其の內稅率引上げとなりたるもの六百十八、引下げとなりたるもの二百二十五、變更なきもの八百二十六である。而して右關稅改正により大正十五年に於ける現實の關稅收入增加は、大正十四年に比し四千萬圓、昭和二年には同上三千六百萬圓の多きに及び政府の豫想額を超過したが、其の理由は主として民政黨に於て前記の通り政府案に修正を加へ小麥及小麥粉の稅率を引上げ、又鷄卵に對する減稅を取止めにせらるが爲めである。尤も右政府の自由貿易主義的關稅改正の結果努めて無稅品目の増加を計りたるに拘らず右無稅品目

輸入額の割合は、大正十四年に於て總輸入額中六六・四%を示したるものが、大正十五年には六〇・六%，昭和二年には六二・一%に減少した。其の原因は從來無税なりしトツブに對し5%の從量換算率を課することとするが爲めである。

參 照 元大藏技師矢部規矩治講述「本邦關稅の沿革」(昭和十年)、東洋經濟新報社編纂「新舊關稅率比較表と關稅改正始末」(大正十五年四月三日發行)及昭和三年大藏省主稅局編纂「關稅率沿革」

第五節 大戰後に於ける各國との條約交渉

第一款 概 説

曩に述べたところの、大正七年內田外相時代に決定した戰後條約改正方針に基づいて日本は關係各國との間に交渉を開始することとなつた。換言すれば日本政府は一方國際聯盟主宰の各般の國際會議に於て右方針の實行を務むると同時に、他方各國間の條約改正交渉に依つて之が實現を計ることになつたのである。國際聯盟下に於て右方針實行の場合は、各國全體を同時に對手とするのであるから、自然日本の方針を嚴格に實行すること困難であつたが、國別の談判に於て之を實行する場合には、對手國特殊の國情に従つて日本の根本方針と調和を計ることになつたのであるから、前者の場合よりも日本の主張を貫徹せしめ得た場合が多い。

而して前記内田外相の戰後條約改正方針による各國との條約交渉は大正七年九月二十九日內田外相就任より山本(權兵衛)(大正十二年九月二日より)、伊集院(彦吉)(大正十二年九月十九日より)、松井(慶四郎)(大正十三年一月七日より)、幣原(喜重郎)(大正十三年六月十一日より)、田中(義一)(昭和二年四月二十日より)、幣原(再任)

(昭和四年七月一日より)の諸外相により行はれたるものを總稱するものなるが、右十一ヶ年間の内内田外相時代に於ては先づ大正七年八月二十六日の日本、エクアドル間修好通商航海條約締結に始まり、年代別にすれば次いで大正八年十一月十七日に日本帝國パラグアイ共和國間通商航海條約、大正十一年二月六日華府に於て支那に關する九國條約及支那の關稅に關する條約、大正十一年十二月七日に日本國、波蘭國間通商航海條約、大正十二年七月二十四日ローサヌに於て土耳其に關する居住及裁判管轄に關する條約及通商條約、同年十月二日に日本、墺地利間通商に關する暫定取極、同年十一月十六日に日本國セルブ・クロアート・スロヴェーヌ國間通商航海條約が調印せられ、松井外相時代に於て大正十三年三月十日に日本國暹羅國間通商航海條約、大正十三年六月七日に日本國フインランド國間通商航海條約が調印せられ、幣原外相時代に於て大正十三年六月二十七日に日白通商航海條約、同年七月十四日に小村日英條約附屬協定稅率廢棄に關する交換公文、同年九月三十日に日本、ペルー國間修好通商航海條約、同年十月八日に日墨通商航海條約、大正十四年一月二十日に日本ソ聯間に國交の回復に關する基本的法則を定むる條約、同年七月四日に日本帝國ラトヴィア共和國間通商航海條約、同年七月三十日に日英通商航海補足條約、同年十月三十日に日本國チエツヨ・スロヴァキア條約が調印せられ、田中外相時代に於て昭和二年七月二十日に日獨通商航海條約、同年八月三十日に日本國印度支那間居住及航海の制度を定むる議定書、同年十一月一日に日本ブルガリア國通商航海に關する暫定取極が締結せられ、幣原外相再任時代に於て昭和三年七月三十日に日本ニユー・ジーランド間通商、關稅及航海に關する暫定取極、同年十二月二十一日に日本キュバ間通商暫定取極が締結せられ、又大正十四年北京に於て支那關稅會議開催日本より進んで支那關稅自主權承認の結果として昭和五年五月十六日に日支互惠關稅協定が締結せられた。尙昭和五年三月十九日に締結せられた日本埃及間通商暫定取極、同年五月二日の日本リスニア間通商航海條約、同年六月二十日